

# 東京都北区立十条小学校

## 新築概要

令和6年2月

北区教育委員会



## 目 次

<b>1 施設整備に関する状況</b> .....	1
1-1 十条小学校の概要 .....	1
1-2 十条小学校の通学区域 .....	3
1-3 児童数の推計 .....	4
1-4 計画地周辺の状況 .....	5
<b>2 建築に関わる諸条件</b> .....	6
2-1 改築の進め方 .....	6
2-2 敷地の現況 .....	7
2-3 敷地の写真 .....	10
<b>3 施設計画</b> .....	13
3-1 施設構成及び規模 .....	13
3-2 関係法令等 .....	15

# 1 施設整備に関する状況

## 1-1 十条小学校の概要

旧十条台小学校と旧荒川小学校の統合校である十条小学校の新校舎については、旧十条台小学校の位置に建設する。

また、新校舎を開設するまでの間は、旧荒川小学校の位置にて学校運営を行う。

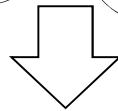
### (1) 沿革

#### <十条台小学校>

昭和39年度 開校  
46年度 新校舎竣工  
平成 3年度 温水プール・体育館竣工  
6年度 校舎大規模改造工事完了  
7年度 校庭特殊舗装工事完了  
26年度 創立50周年  
令和 3年度 閉校

#### <荒川小学校>

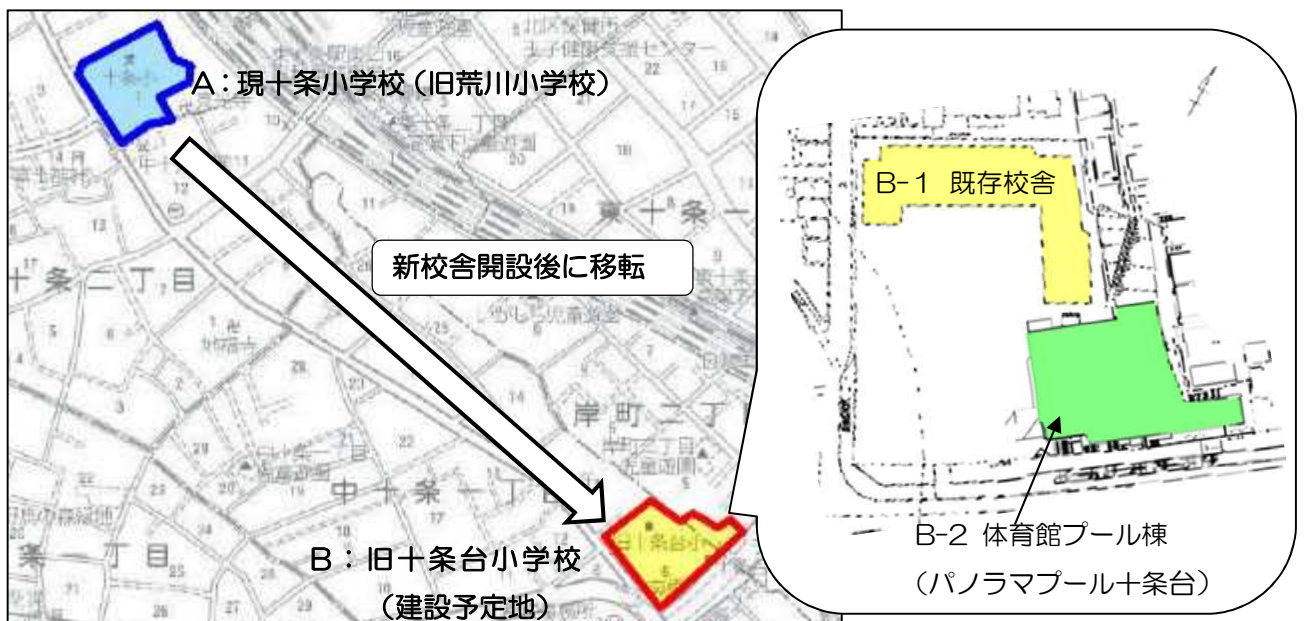
明治 6年度 開校  
大正 11年度 増築校舎竣工  
昭和 33年度 新校舎竣工  
43年度 体育館竣工  
45年度 増築校舎竣工  
59年度 校舎大規模改修完了  
平成 元年度 体育館改修工事完了  
24年度 耐震補強工事完了  
25年度 創立140周年  
令和 3年度 閉校



#### <十条小学校>

令和4年度 旧荒川小学校、旧十条台小学校の統合校として旧荒川小学校の位置に開校

### (2) 施設概要



## <現校舎>

### A：現十条小学校（旧荒川小学校）

- ① 所在地 北区中十条3丁目1番6号
- ② 敷地面積 6,303.51㎡
- ③ 延面積 4,709.70㎡
- ④ 施設構造 鉄筋コンクリート造3階建
- ⑤ 施設内容 校舎面積4,013.33㎡ 運動場面積2,364㎡
- ⑥ 保有教室数 普通教室12  
特別教室（図工室、図書室、少人数教室、理科室、音楽室2、家庭  
科室、生活科室、他）  
給食室、職員室、校長室、事務室、主事室、保健室、他

## <建設予定地>

### B-1：旧十条台小学校（既存校舎）

- ① 所在地 北区中十条1丁目5番6号
- ② 敷地面積 7,924.80㎡（学校敷地）
- ③ 延面積 3,849.31㎡（校舎棟）  
29.43㎡（外部倉庫）
- ④ 施設構造 鉄筋コンクリート造4階建

### B-2：旧十条台小学校（体育館プール棟）

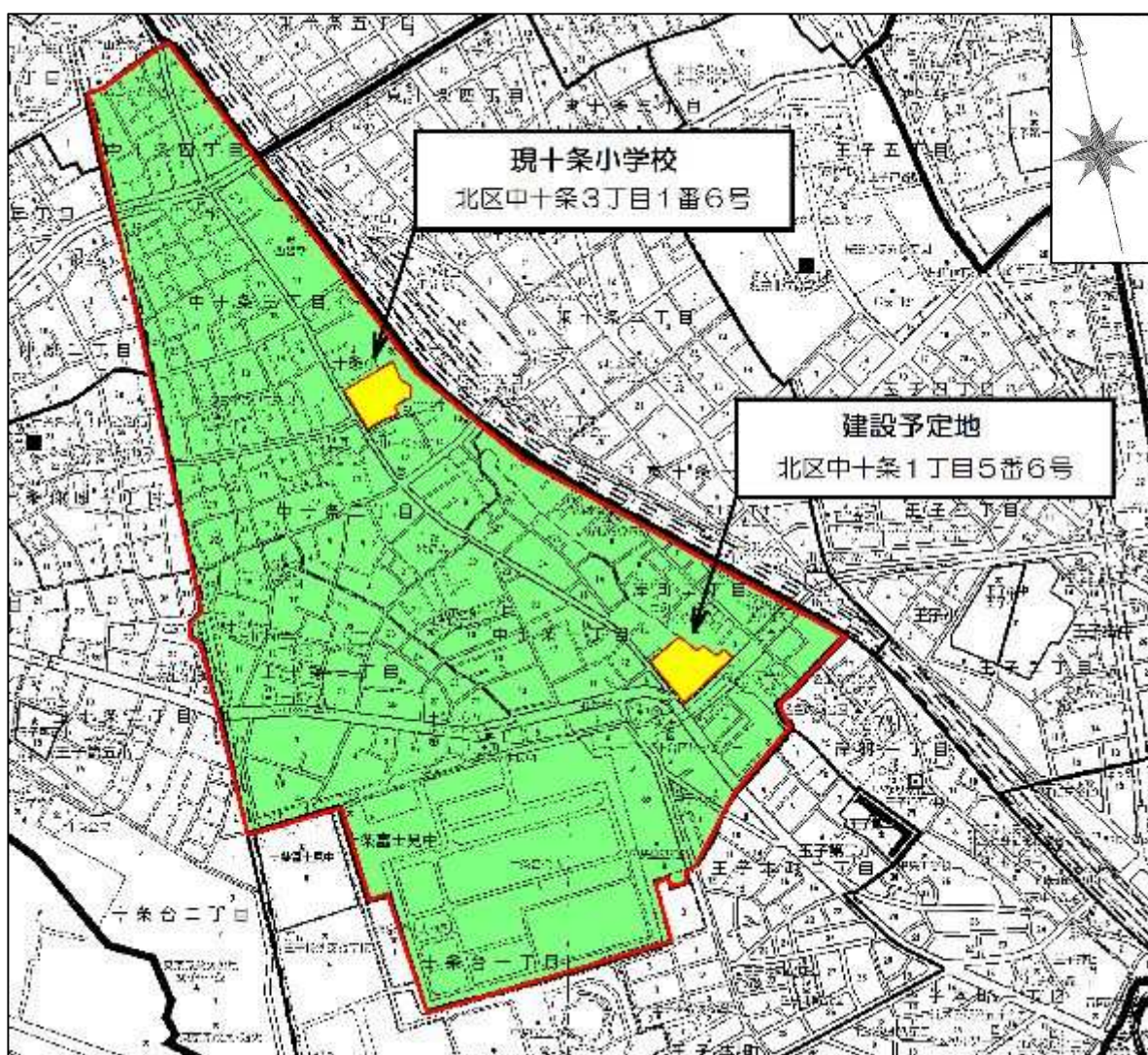
- ① 所在地 北区中十条1丁目5番6号
- ② 敷地面積 7,924.80㎡（学校敷地）
- ③ 延面積 3,441.80㎡
- ④ 施設構造 鉄筋コンクリート造2階建、地下3階
- ⑤ 施設内容 地下3階 157.01㎡ 自転車置場、受水槽  
地下2階 1,401.46㎡ 体育館、ポンプ室、電気室、受付、  
更衣室、シャワー室  
地下1階 447.52㎡ 体育館ギャラリー、放送室、機械室  
地上1階 1,147.37㎡ プール25m×13m（6コース）  
（昇降式床面）事務室、更衣室、  
救護室、採暖室、シャワー室  
地上2階 288.44㎡ ミーティングルーム、監視室見学  
ロビー、更衣室
- ⑥ 建築時期 平成3年度

## 1-2 十条小学校の通学区域

十条小学校の通学区域は以下の区域である。（令和6年2月現在）

- 岸町 2丁目
- 中十条 1丁目
- 2丁目
- 3丁目
- 4丁目1番～14番
- 十条台 1丁目3番14号～16号、4番～6番
- 上十条 1丁目

十条小学校通学区域図



### 1-3 児童数の推計

建築する新校舎の規模、教室数等を計画するため、十条小学校の児童数及び学級数を推計する。

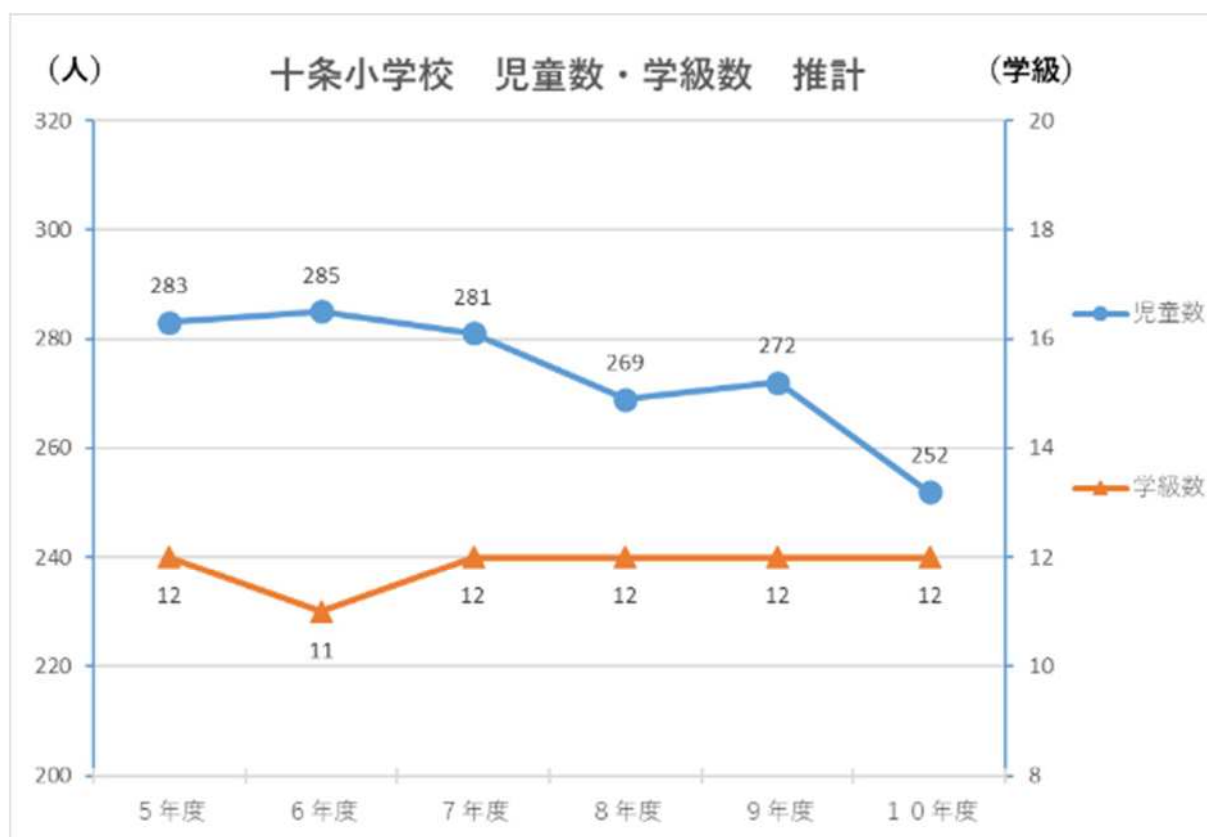
<十条小学校 児童数及び学級数推計>

※令和5年度の数值は5月1日現在の実数。

令和	5年度		6年度		7年度		8年度		9年度		10年度	
学年	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
1年	47	2	55	2	40	2	39	2	50	2	38	2
2年	55	2	45	2	53	2	39	2	38	2	48	2
3年	46	2	53	2	44	2	51	2	38	2	37	2
4年	48	2	45	2	52	2	44	2	51	2	37	2
5年	41	2	47	2	45	2	52	2	44	2	50	2
6年	46	2	40	1	47	2	44	2	51	2	42	2
計	283	12	285	11	281	12	269	12	272	12	252	12

※令和6年度以降は令和5年度教育人口等推計（東京都教育庁）を基に作成。

※義務教育標準法の改正により、学級編成の標準を令和3年度から5年かけて学年進行で35人に引き下げられる。



## 1-4 計画地周辺の状況

建設予定地は、JR 十条駅の東約0.9 km、JR 東十条駅の南東約0.7 kmのところ  
に位置している。

建設予定地周辺は、南西側には十条台区民センターをはじめとした公共施設があり、西  
側都道では補助83号線の拡幅事業が進んでいる。また、北東側は住宅が広がっており、  
学校敷地を含むがけ地に面している。周辺には王子第二小学校や王子小学校・王子桜中  
学校、十条富士見中学校等が点在している。



### <凡例>

●	区役所 区民事務所	■	小・中学校	●	地区体育館 図書館
■	区民センター 地域振興室、ふれあい館	■	その他の学校	●	区立保育園 学童クラブ
○	私立保育・幼稚園 認可保育園	▲	備蓄倉庫 災害用給水所	■	都営住宅 機構・公社住宅
■	児童遊園、公園緑地	■	駅		



## 2 建築に関わる諸条件

### 2-1 改築の進め方

十条小学校の改築事業においては、体育館プール棟の使用年数や擁壁としての役割、工事における周囲への影響を総合的に勘案した結果、体育館プール棟を残置し、崖線から離れた敷地南東～南西側に新校舎整備を行うこととする。

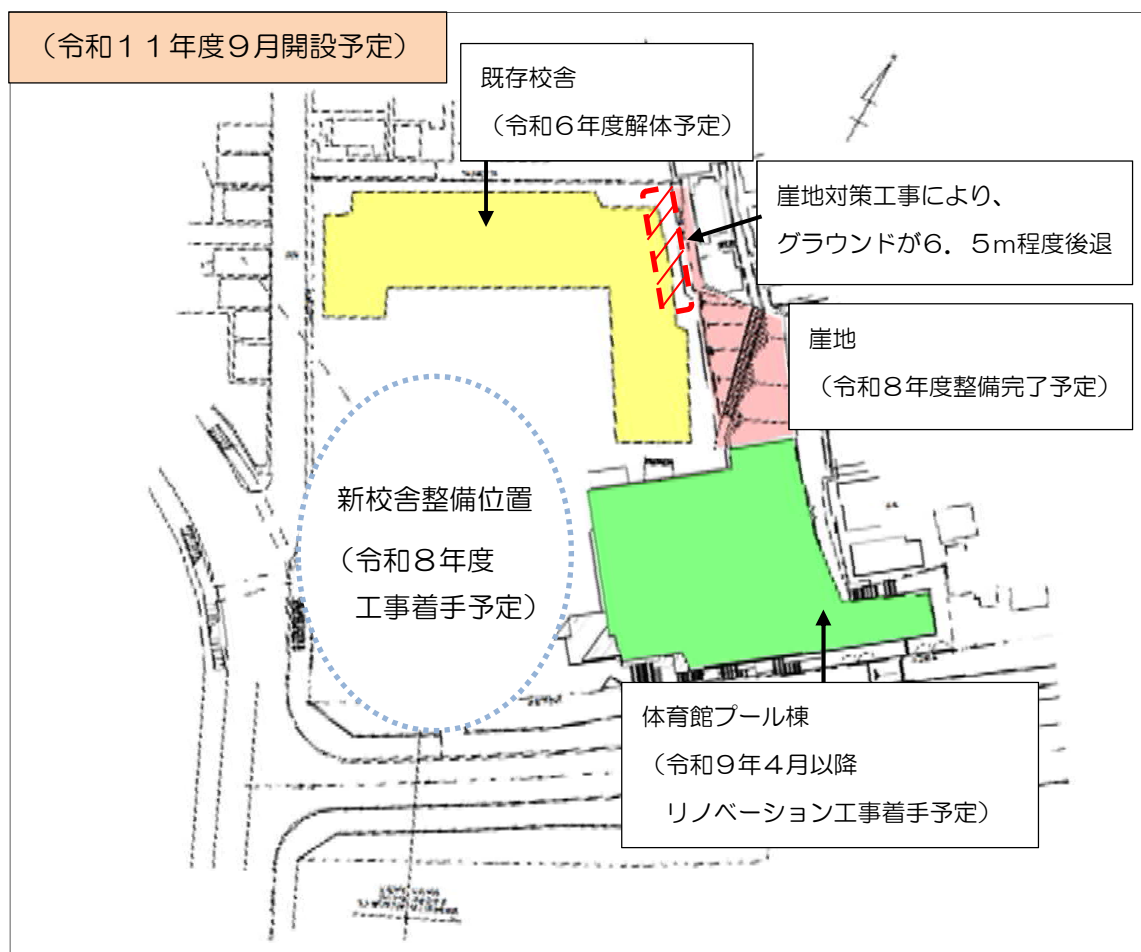
建設予定地での既存校舎解体工事及び崖地対策工事後、新校舎の建設工事と併行して体育館プール棟のリノベーション工事を実施し、屋根を撤去した学校用屋外プールに特化した整備を行う。

なお、体育館プール棟のリノベーション工事は令和9年4月を予定している堀船中学校との複合施設である区民向け温水プール開設後に着手する。

#### 【北区におけるリノベーション工事の定義】

大規模な改修工事により、既存の建物の物理的な不具合を解消し、15年以上の長寿命化を図るとともに、「北区立小・中学校整備方針」を準用し、可能な限り機能を高度化することで、教育環境を充実させること。

#### 〈新校舎整備位置図〉



## 2-2 敷地の現況

### (1) 敷地状況

- ① 住居表示：中十条1丁目5番6号
- ② 敷地面積：7,924.80㎡
- ③ 土地所有：北区
- ④ 土地形状：台形型で南北約90m、東西約70m～110m
- ⑤ 埋蔵文化財包蔵地：十条台遺跡群  
十条小学校横穴墓（令和6年度に試掘調査実施予定）

### (2) 用途地域・地区等

- ① 用途地域：第一種住居地域、近隣商業地域
- ② 建蔽率：60%、80%
- ③ 容積率：200%、300%、400%
- ④ 防火地域：準防火地域、防火地域
- ⑤ 高度地区：最低限高度地区、第二種高度地区、第三種高度地区
- ⑥ 日影規制（高さ10mを越える建築物を対象とする）

測定面	平均地盤面からの高さ	4m	
規制値	敷地境界線から5mを超え10m以内の範囲		4時間以上
	敷地境界線から10m以上の範囲		2.5時間以上
- ⑦ 地区計画：補助83号線周辺南地区 地区計画

### (3) 隣地状況

北東側：民家、崖地に面しており、学校敷地内においては崖地対策工事を行う  
南西側：道路拡幅事業対象である都補助83号線に面している

### (4) 交通状況

直線距離でJR十条駅の東約0.9km、JR東十条駅の南東約0.7kmの位置にあり  
通学距離は最大約1.3kmである。

### (5) 接道状況、道路種別

南西側：都道460号 幅員7.2m（建築基準法42条1項4号、計画幅員20m）  
南東側：都道455号 幅員11m～28.9m（同法42条1項1号）

### (6) 都市設備

排水：公共下水道供用区域  
ガス：東京ガス  
電力：東京エコサービス株式会社、東京電力

(7) 周辺敷地の状況

<周辺道路状況>



<都市計画図>



<埋蔵文化財包蔵地>

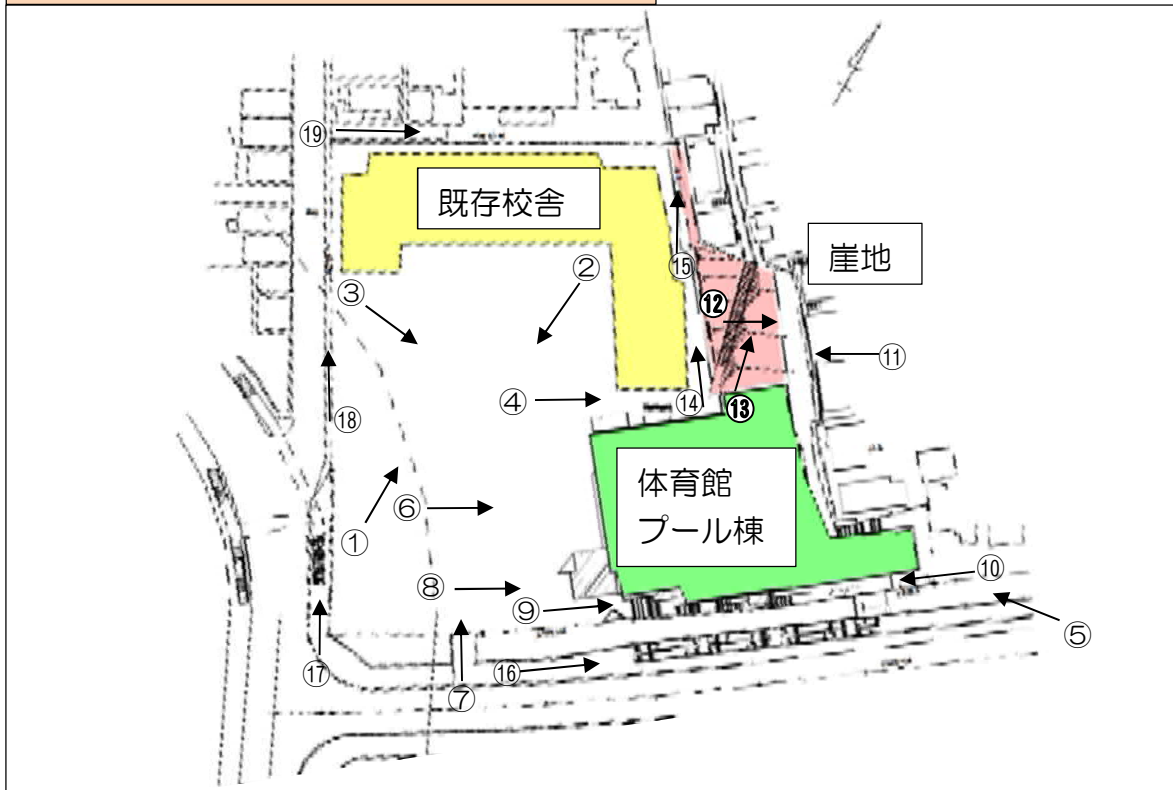


<土砂災害ハザードマップ>



## 2-3 敷地の写真

旧十条台小学校（建設予定地） 写真位置図



< 既存校舎及び運動場 >



① 既存校舎



② 運動場 (1/2)



③ 運動場 (2/2)



④ 渡り廊下

< 体育館プール棟 >



⑤体育館プール棟全景（1/2）



⑥体育館プール棟全景（2/2）



⑦体育館プール棟入口



⑧体育館プール棟エントランス



⑨体育館プール棟階段（1/2）



⑩体育館プール棟階段（2/2）

< 崖地 >



⑪崖地（崖下から）



⑫崖地（階段上から）



⑬崖地階段



⑭校舎側崖地 (1/2)



⑮校舎側崖地 (2/2)

<周辺道路>



⑯南東側都道



⑰南西側都道 (1/2)



⑱南西側都道 (2/2)



⑲私道

### 3 施設計画

施設構成及び内容については、原則として「北区立小・中学校整備方針」（令和元年6月改訂）に基づいて整備する。

「北区立小・中学校整備方針」

北区ホームページ [子育て・教育](#) > [小・中学校](#) > [学校の改築・改修](#) >

[計画・施策](#) > [北区立小・中学校整備方針](#)

#### 3-1 施設構成及び規模

学校施設については、1-3の児童数の推計で示された児童数及び学級数（令和10年度・252名・12学級）より施設規模を設定する。

施設内容及び規模は次のとおりである。なお、「北区立小・中学校整備方針」と数値が異なる場合は、本表を優先する。

◆：教室転用を検討する諸室

種類	教室・スペース	部屋数	規模	備考	
			(64㎡=1)		
<b>新校舎</b>					
普通教室	普通教室	12	12		
	少人数教室	2	2		
多目的スペース◆	オープンスペース	12	12	多目的室3室以上、ランチルーム1室（規模2）を想定	
	多目的室				
	多目的室ホール（ランチルーム）				
特別支援	特別支援教室	1	1		
特別教室	理科室、準備室	1	2		
	図工室、準備室	1	2		
	音楽室、準備室	1	2.5		
	家庭科室、準備室	1	2		
	生活科室◆	1	1		
	学校図書館	1	3		
	和室◆	1	1		
体育施設	屋外体育倉庫	1	0.75		
管理諸室	職員室・事務室	1	4		
	校長室	1	0.5		
	保健室	1	1.25		
	管理室	1	0.5		
	更衣室・休憩コーナー（職員用）	1	1.5		
	印刷室	1	0.5		
	倉庫	2	2		
	会議室◆	1	1		
	カウンセリング室	1	0.5		
	教育相談室	1	0.5		
	職員用トイレ	1	0.5		
	その他	児童会室	1	0.5	
		更衣室（児童用）	1	1	
放送室		1	0.5		
教材室		3	3		
小会議室		1	0.5		



給食関係	調理室等	1	5.25	
	配膳室	各階	1.25	調理室階を除く各階
共用部分	昇降口	2	2	
	エレベーター	1	0.5	
	トイレ、廊下、階段、電気機械設備スペース等	25%程度	23	
防災	防災備蓄倉庫	1	1	
	防災資機材倉庫	1	0.5	
新校舎規模合計（コマ）			93	
新校舎規模合計（面積）			5,952	

種類	教室・スペース	部屋数	面積（㎡）	備考
<b>体育館・プール棟（リノベーション工事）</b>				
体育施設	体育館（地区体育館）	1	2,688	体育館プール棟はリノベーション工事のため、既存の延面積からプールの屋根の面積を引いた数値を記載。
	プール関係諸室 （男女及びバリアフリートイレ（各1） 男女及びバリアフリー更衣室（各1）を含む）	1		
放課後子ども 総合プラン	学童クラブ（2） 放課後子ども教室（1） スタッフルーム・倉庫（1）	4		
体育館・プール棟規模（面積）			2,688	
施設規模合計（面積）			8,640	

- ※普通教室の面積を $8\text{m} \times 8\text{m} = 64\text{m}^2$ として、 $64\text{m}^2 = 1$ を規模の単位とした。
- ※各施設規模及び所要室はおおよその目安であり、基本構想・基本計画において最終的に決定する。
- ※環境配慮、省エネルギーの対応にあたっては、ZEB Oriented 相当以上の省エネルギー性能の確保を目指すこととする。
- ※上記諸室を満たした上で十条小学校の総床面積は、8,700㎡未満とすること。

## 3-2 関係法令等

### (1) 北区の関係条例・規則・指導要綱等

東京都北区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例  
東京都北区景観づくり条例  
東京都北区文化財保護条例  
東京都北区廃棄物の処理及び再利用に関する条例  
    東京都北区廃棄物の処理及び再利用に関する規則  
    東京都北区大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置基準  
    東京都北区事業用大規模建築物の再利用対象物保管場所設置基準  
    東京都北区集合住宅等の廃棄物保管場所等及び資源保管場所設置要綱  
東京都北区みどりの条例  
    東京都北区みどりの条例施行規則  
東京都北区環境基本条例  
東京都北区プールに関する条例  
北区居住環境整備指導要綱  
東京都北区建築物の解体工事計画の事前周知に関する指導要綱  
雨水流出抑制施設設置に関する指導要綱  
北区の共同住宅等に関する福祉のまちづくり整備要綱・整備基準  
東京都北区水道法施行細則（専用水道の布設工事の確認申請）  
東京都北区食品衛生法施行細則（営業許可申請）  
東京都北区健康増進法施行細則（給食開始届）  
東京都北区建築基準法施行細則

### (2) その他関連する条例等

東京都駐車場条例  
東京都福祉のまちづくり条例  
東京都建築安全条例  
東京都における自然の保護と回復に関する条例  
東京都文化財保護条例  
高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（東京都建築物バリアフリー条例）  
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）  
東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例  
水の有効利用促進要綱

### (3) 主な北区の関係計画等

北区立小・中学校整備方針  
北区立小・中学校長寿命化計画  
「東京都北区 GIGA スクール構想」の基本的な考え方  
東京都北区地域防災計画  
北区地域危険度一覧表  
北区特別支援教育推進計画  
北区役所ゼロカーボン実行計画  
北区大規模水害避難行動支援計画  
北区国土強靱化地域計画

北区景観づくり計画  
北区公共施設等総合管理計画  
北区環境基本計画2023  
十条地区まちづくり基本構想  
補助83号線周辺南地区 地区計画